

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助の機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあつて、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題及び生活課題が深刻化している。

社会福祉法人香川県社会福祉協議会は、香川おもいやりネットワーク事業を、このような課題に対応する社会福祉関係者の協働の取組として、さらには、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の社会福祉法人、民生委員・児童委員その他の関係者が協働し、実施する香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット事業」という。）について、基本的な事項を定め、生活のしづらさを抱えた者を包括的に支援する仕組みをつくり、もつて、地域における様々な福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条 おもいやりネット事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及びおもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人（以下「参加法人」という。）の協働の事業として実施するものとする。

(おもいやりネット事業実施法人の参加等)

第3条 おもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 参加法人は、おもいやりネット事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。
- 3 参加法人は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(実施事業)

第4条 県社協及び参加法人は、地域のネットワークを構築する事業として、次に掲げるものを実施する。

(1) 地域のネットワーク体制づくり

- ア 地域ネットワーク会議（仮称）の開催（おもいやりネット事業の関係者による連携・協働（情報交換）の場づくり等）
- イ 地域の社会資源の活用や新しいサービスの開発の検討

- ウ 地域の居場所づくりの推進（世代や分野を超えた居場所づくり等）
 - エ 地域の権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進、地域の見守り支援体制の強化等）
 - (2) 総合相談及び支援
 - ア 地域の福祉課題及び生活課題の把握並びに総合的な生活相談及び支援の取組
 - イ 地域トータルサポート会議（仮称）（個別支援調整会議）の開催
 - (3) 地域の人材育成及び福祉教育の推進（専門職、住民の学びの場づくり等）
- 2 県社協は、おもいやりネット事業県センターを設置して行う事業として、次に掲げるものを実施する。
- (1) 前項各号に掲げるものの実施に対する支援
 - ア 参加法人の担当者（総合相談・支援事業の担当者）に対する研修（コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修、スキルアップ研修等）の開催等人材育成に関すること。
 - イ 新しいサービス開発のためのテーマ別検討会議の開催
 - (2) 権利擁護・成年後見支援センターの機能強化
 - (3) おもいやりネット事業に係る取組の情報発信及び政策提言
 - (4) おもいやりネット事業の事務局の運営
 - (5) その他おもいやりネット事業推進のために必要な事業
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な運営要領は、別に定める。

（おもいやりネット基金の設置等）

- 第5条 おもいやりネット事業を実施するため、県社協におもいやりネット基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの年会費、第7条で規定する協力会費及び寄附金等をもって充てる。
 - 3 社会福祉法人からの年会費については、別表のとおりとする。
 - 4 おもいやりネット事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。
 - 5 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

（おもいやりネット事業運営委員会の設置等）

- 第6条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、香川県社会福祉協議会定款第20条第3項に基づき、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。
- 2 事業運営委員会は12名以内の委員で構成し、社会福祉法人の役職員、民生委員・児童委員、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、会長が委嘱する。
 - 3 事業運営委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 事業運営委員会は、おもいやりネット事業の検討及び検証並びに第4条第3項の運営要領の検討を行う。
- 9 事業運営委員会は、第4条第1項各号に掲げる事業の取組についての協議を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 10 事業運営委員会に、おもいやりネット事業の推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 11 アドバイザーは、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 12 アドバイザーは、事業運営委員会に出席し、助言及び提言を行うものとする。

(協力会員)

- 第7条 協力会員は、おもいやりネット事業の目的及び事業内容に賛同・協力する法人、団体及び個人で、事業運営委員会の承認を得たものとする。
- 2 協力会員からの年会費については、別表のとおりとする。

(個人情報)

- 第8条 おもいやりネット事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるととともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、おもいやりネット事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この要綱に基づいて最初に任命された事業運営委員会の委員の任期は、第6条第6項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

〔別表〕

香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費

種 別			年 額(円)
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム	200,000
		介護老人保健施設	200,000
	介護保険以外	養護老人ホーム	100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス	100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設	200,000
	通所	障害福祉サービス事業所	50,000
児童福祉施設	入所 (措置)	児童養護施設	100,000
		情緒障害児短期治療施設	100,000
		乳児院	100,000
	通所	保育所等	50,000
生活保護施設	入所 (措置)	救護施設	100,000
その他	入所・通所	上記以外の施設	50,000
社協		県・市社会福祉協議会	100,000
		町社会福祉協議会	50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区 分		年 額(円)
協力会員	個人	1口 10,000 (1口以上)
	法人・団体	1口 10,000 (5口以上)